

マチピ加盟店規約

第1章 総則

第1条（総則）

本規約は、株式会社まちづくり松山（以下「まちづくり松山」という。）が運営するポイント発行プログラムへの加盟に関して遵守すべき事項を定めるものとします。

2. 加盟店は、ポイント発行プログラムへの加盟にあたり、本規約を遵守するとともに、まちづくり松山が別途定めるマニュアル等（以下総称して「マニュアル等」といいます。）を理解の上、ポイント発行プログラムに加盟するものとします。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に定める用語は以下の意味を有することとします。

- (1) 「マチピ加盟店」とは、ポイント発行プログラムに加盟することを希望し、まちづくり松山によりまちづくり松山所定の基準に従い加盟店として認定された者をいいます。
- (2) 「利用者」とは、株式会社まちペイ所定の手続きに従って、マチカカード又はまちペイアプリを保有する者をいいます。
- (3) 「マチピ」とは、まちづくり松山が発行するポイントのことをいい、利用者が、マチピ加盟店の店舗等において、まちづくり松山所定の方法で商品の購入又はサービスを利用したとき、その他まちづくり松山が別途定める事項を行った場合に、まちづくり松山が当該マチピ会員に対して付与するポイントをいいます。なお、マチピのうち、まちづくり松山が利用可能な店舗、商品又はサービスを限定して発行するものを「マチピ（限定）」といいます。
- (4) 「まちペイ共通約款等」とは、まちペイ共通約款、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款、マチピ会員約款その他マチピに関する利用者に対して取扱方法等を定めた規約の総称をいいます。
- (5) 「まちペイ」とは、まちづくり松山が指定する第三者型前払式支払手段発行者である株式会社まちペイをいいます。
- (6) 「マチカカード」とはまちペイが発行するカード等それらに類するものをいい、利用者が加盟店の店舗等においてこれを提示することにより、マチピの受領及び利用を可能にするものをいいます。
- (7) 「まちペイアプリ」とはまちペイが発行するスマートフォンアプリケーション等それらに類するものをいい、利用者が加盟店の店舗等においてこれを用いた決済をすることにより、マチピの受領及び利用を可能にするものをいいます。
- (8) 「マチカカード等」とは、マチカカード及びまちペイアプリのことをいいます。
- (9) 「QRコード等」とは、まちペイが発行するQRコード等の番号、記号その他の会員アカウント又は加盟店を特定する情報を含む符号であって、以下のⅠ及びⅡの総称をいいます。

Ⅰ まちペイが登録会員に発行し、登録会員がまちペイアプリによる決済を行う端末上に表示するもので、会員アカウントを特定するための情報その他加盟店店舗における決済に必要となる情報を記録したもの（以下「利用者QRコード等」といいます。）

Ⅱ 本利用規約に従ってまちペイが加盟店に発行し、加盟店店舗における掲示、加盟店の端末上での表示その他まちペイが指定する方法により加盟店が登録会員に提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店店舗又はまちペイがまちペイ加盟店約款に基づき承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）における決済に必要となる情報を記録したもの（以下「加盟店QRコード等」といいます。）

- (10) 「QRスキャン決済」とは、利用者のまちペイアプリで加盟店QRコード等を読み取ることで決済を行う方法をいいます。
- (11) 「ポイント発行プログラム」とは、まちづくり松山と加盟店との間の相互の事業発展及び競争力強化を図ることを目的として、まちづくり松山が提供するポイント付与サービス及びポイント充当サービス並びにこれらに関連してまちづくり松山が別途定めるサービスをいいます。
- (12) 「ポイント付与サービス」とは、利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マチカカード又はまちペイアプリを用いた決済を行った場合に、まちづくり松山が本規約等に従いマチピを付与するサービスをいいます。
- (13) 「ポイント充当サービス」とは、利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マチカカード等を用いた決済をするなかで、商品の購入代金等の全部又は一部につき、マチピを支払方法として利用することを望んだ場合に、加盟店が、本規約等に従い、マチピを当該商品の購入代金等の全部又は一部に充当するサービスをいいます。
- (14) 「付与対象取引」とは、ポイント付与サービスの対象となる取引をいいます。
- (15) 「充当対象取引」とは、ポイント充当サービスの対象となる取引をいいます。
- (16) 「付与対象商品」とは、ポイント付与サービスの対象となる商品又はサービスをいいます。
- (17) 「充当対象金額」とは、ポイント充当サービスの対象となる金額をいいます。
- (18) 「ポイント料金」とは、第10条第1項及び第2項に基づき算出された加盟店がポイント発行プログラムに加盟し、これを利用者に提供するにあたり、まちづくり松山が同プログラムを運営することの対価として本規約に基づきまちづくり松山に支払う料金をいい、まちづくり松山が利用者に付与するマチピの原資（以下「ポイント原資」といいます。）及びまちづくり松山が同プログラムを運営することに対するシステム利用料が含まれます。
- (19) 「専用端末」とは、ポイント発行プログラムにて、ポイント付与サービス及びポイント充当サービスに用いる専用端末などの機器のことをいいます。ただし、まちペイが発行する電子マネーの決済に用いる端末などの機器等を兼ねることもあります。

- (20) 「専用端末等」とは、専用端末、当社が提供する決済用アプリケーションソフトウェア又はQRコード等のことをいいます。
- (21) 「代行店」とは、まちづくり松山が指定した第三者であって、まちづくり松山及び加盟店との間における金銭の支払い及びデータ授受、その他連絡業務を代行する事業者をいいます。

第2章 ポイント発行プログラムの加盟

第3条 (ポイント発行プログラムの加盟)

まちづくり松山が提供するポイント発行プログラムに加盟を希望する者(以下「希望者」といいます。)は、まちづくり松山所定の方法により申し込みを行わなければなりません。本ポイント発行プログラムへの加盟店契約は、まちづくり松山が希望者から上記申し込みを受けた後、まちづくり松山が別途定める基準に基づき審査の上、これを承諾した時に効力を生じます。なお、希望者がポイント発行プログラムに加盟できなかった場合でも、理由のいかんを問わずまちづくり松山は責任を負いません。

2. 加盟店がポイント発行プログラムに加盟する日(以下「サービス開始日」といいます。)は、加盟店の希望その他諸般の事情を考慮した上で、まちづくり松山が定めます。

3. 加盟店は、ポイント発行プログラム並びにマチカカード等の内容(ポイント付与サービス及びポイント充当サービスの範囲の決定、加盟店の選定基準、並びに利用方法を含み、これらに限られません。)につき、まちづくり松山が決定することにあらかじめ同意します。

4. 加盟店は、マチカカード等に付与された番号及び記号を、マチピの付与、充当又はまちペイが発行する電子マネーサービス以外に利用してはならないものとします。

第4条 (ポイント付与サービス)

まちづくり松山は、利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マチカカード等を用いて決済を行った場合に本規約等に従い、マチピを付与します。なお、キャンペーン等で、マチピを付与することもあります。

2. マチピのサービスの内容は、まちペイ共通約款等その他マチピに関してまちづくり松山及びまちペイが定める規則の定めによります。

3. 加盟店は、マチカカード等の利用の有無に関わらず、平等に取り扱わなければならないこととします。

4. 付与対象取引は、加盟店の店舗等における商品の購入又はサービスの利用その他まちづくり松山が指定する行為とします。加盟店は、付与対象取引以外の行為について、マチピの付与を受け付けてはなりません。

5. 付与対象商品は、ポイント充当サービスの利用を含め、決済手段のいかんを問わず、加盟店の店舗等における全ての商品又はサービスとします。ただし、まちづくり松山は、

申込書で定める方法、その他まちづくり松山所定の方法により、付与対象商品をその判断により制限することができることとします。

6. 前項の規定にかかわらず、法令上、マチピを付与できない商品に関しては付与対象商品に含まれません。

7. 前二項の規定により、付与対象商品を制限する場合には、加盟店はまちづくり松山に対し、制限の対象となる商品名（両者別途合意する場合には、商品の種類、ジャンル等でも可とします。）は、通知しなければならないこととします。なお、制限の対象となる商品に変更がある場合も同様とします。

8. 利用者に対するマチピの付与率は、別途まちづくり松山において定めることとします。ただし、付与対象商品に決済額がない場合その他必要がある場合、まちづくり松山と加盟店は双方の合意により付与率を変更することができます。

9. 第5項の規定にかかわらず、加盟店は、商品又はサービスの購入その他まちづくり松山が指定する行為以外の行為をポイント付与サービスの対象とすることを希望する場合には、付与対象とする行為、付与ポイント数等その他まちづくり松山が定める項目について事前にまちづくり松山に申し入れ、その承諾を得ることとします。

10. 加盟店は、一定の期間に関し、付与率、付与対象取引及び付与対象商品その他マチピの付与に係る事項を変更するキャンペーンの実施を希望する場合には、キャンペーンの実施期間、付与率、付与対象取引その他当該キャンペーンに関してまちづくり松山が指定する項目について事前にまちづくり松山に申し入れ、その承諾を得なければなりません。

第5条（ポイント充当サービス）

利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マチカカード等を提示して又はまちづくり松山所定の行為を行って、商品の購入代金等の一部又は全部につきその保有するマチピを支払方法として利用することを望んだ場合、加盟店は、規約等に従いマチピを当該商品の購入代金等の一部又は全部に充当することとします。ただし、マチピ（限定）については、あらかじめまちづくり松山が指定した利用可能店舗においてのみ充当できるものとします。

2. 充当対象取引は、加盟店の店舗等における商品の購入又はサービスの利用その他まちづくり松山が別途指定する行為とします。なお、加盟店は、充当対象取引以外の取引について、マチピを充当してはならないこととします。

3. 充当対象金額は、商品代金、サービス料、送料、包装料、消費税その他利用者が加盟店に対して支払う一切の金額とします。ただし、まちづくり松山は、申込書で定める方法その他まちづくり松山所定の方法により、充当対象金額の範囲をその判断により制限することができることとします。

4. 前項の規定にかかわらず、法令上、マチピを利用できない商品に関しては法令に従うこととします。

5. 前二項の規定により、充当対象金額の範囲又は充当対象商品を制限する場合には、加盟店は、まちづくり松山に対し、制限の対象となる金額の範囲又は商品名（両者別途合意する場合には、商品の種類、ジャンル等でも可とする。）を通知しなければならないこととします。なお、制限の対象となる金額の範囲又は商品に変更がある場合も同様とします。
6. 利用者が支払方法として利用できる換算率は、1ポイント=1円とします。

第6条（対象外商品・サービス）

加盟店は、ポイント発行プログラムに関し、次の各号の商品又はサービスに関し、ポイント発行及びポイント充当をしてはなりません。ただし、まちづくり松山が承認した場合はこの限りではありません。

- (1) 接待を伴う飲食店、性風俗営業等に関連する支払い
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）・麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に反する商品又はサービスに対する支払い
- (3) 第三者の著作権・肖像権・知的財産権などを侵害する商品又はサービスに対する支払い
- (4) その他の関連法令の定めに反する商品又はサービスに対する支払い
- (5) 収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- (6) 給与、賃金、寄付金等
- (7) 消費税非課税とされている取引や別途の需要平準化対策が講じられている取引
- (8) 公序良俗に反する商品又はサービス
- (9) その他、ポイント発行プログラムの目的・趣旨から適切でないとまちづくり松山が判断する商品又はサービスの取引

第7条（システム）

加盟店がポイント発行プログラムに加盟するにあたり、まちペイは、加盟店に対し、専用端末等を貸与し、又は店舗アプリの利用を許諾します。

2. ポイント発行プログラムの利用により通信費用その他費用が発生する場合は加盟店の負担とします。ただし、まちペイとの間で別の取扱いの合意をしている場合はその例によります。

3. 加盟店は、前項によりまちペイが設置する専用端末等については、分解、改造してはならず、第13条に定めるデータの送信に支障がないよう、善良なる管理者の注意をもって当該端末を管理することとします。また、専用端末等に搭載するアプリケーションソフトをリバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブル等を行ってはなりません。

4. 専用端末等の運用及び第13条に定めるデータの送信に関し、データ送信が不可能な状態となった場合、まちペイ、加盟店、又は代行店のうち、当該事態について帰責性を有

する当事者の責任及び費用負担において、データの再送信等ポイント発行プログラムに必要な対応を行います。まちペイ、加盟店いずれの責によらない事由によりかかる事態が生じた場合の責任及び費用負担については、協議の上対処することとします。

第8条（管理責任者及び経理責任者）

まちづくり松山及び加盟店は、加盟店がポイント発行プログラムに加盟するに際して、一元窓口として管理責任者及び経理責任者を置き、連絡、調整、管理を行います。加盟店は、管理責任者の変更又は経理責任者の変更があった場合はまちづくり松山に速やかに連絡しなければなりません。

2. まちづくり松山は、加盟店が前項の連絡を怠ったことにより不利益を被った場合のまちづくり松山の損害については加盟店にて負担することとします。

第9条（届出）

加盟店は、ポイント発行プログラムに加盟するにあたり、次の各号に定めた事項を予めまちづくり松山に届け出るものとし、当該事項に変更がある場合にも、ポイント発行プログラムの運営に支障が出ないように、速やかに変更した内容を記載した変更通知を出すものとします。届出がなかったことによりまちづくり松山に生じた損害は加盟店が負担するものとします。

- (1) 商号（屋号）、代表者名、住所
- (2) 管理責任者及び経理責任者の氏名、連絡先及び電子メールアドレス
- (3) 取扱商品及びサービス
- (4) 口座情報
- (5) 店舗名・住所
- (6) その他まちづくり松山がポイント発行プログラムを運営するために合理的に必要と判断する事項

2. まちづくり松山が、前項第1号の規定により届出のあった加盟店の住所に書面を郵送した場合には、相手方の受領拒絶、不在その他の事柄で書面が到達しなかった場合又は配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなします。

3. まちづくり松山が、第1項第2号の規定により届出のあった加盟店の管理責任者の電子メールアドレスに電子メールを送信した場合、当該電子メールは相手方が受信した時点又は送信後24時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなします。

第3章 費用

第10条（ポイント料金）

加盟店は、利用者との間で付与対象取引をした時点において、まちづくり松山が利用者へ付与するまちペイにかかる利用条件同意書に記載されたポイント料金及びこれにかかる消

費税又は決済手数料のポイント料金相当額をまちづくり松山に支払うこととします。

2. まちづくり松山は、次の表に基づき精算書を発行し、第12条に定める精算金から前項のポイント料金を控除し、加盟店指定の金融機開口座に振り込むことにより行うものとします。

振込サイクル		月2回の場合		月1回の場合
締め日		15日	末日	末日
精算書発行日		振込日の前営業日	振込日の前営業日	翌月15日の前営業日
振込日		当月末日	翌月15日	翌月末日
金融機関休業日における振込日		前営業日	翌営業日	前営業日

3. まちづくり松山は、締め日までに加盟店から受信したまちペイが保有するシステム上で付与すべきマチピの突合処理を完了したデータをもとに第1項及び第2項に基づきポイント料金を毎月算出します。

4. 振込手数料その他支払に要する費用は、加盟店の負担とします。

5. 前4項に規定するまちづくり松山と加盟店との間におけるポイント料金及び消費税についての請求及び支払いの詳細については、まちづくり松山と代行店との間の契約及び、代行店及び加盟店との間の契約において定めます。まちづくり松山及び加盟店は、これらの法律関係に基づき加盟店がまちづくり松山に対して負う支払義務について、代行店が連帯保証することを認識し合意します。

6. マチピ（限定）の付与にかかるポイント料金、システム利用料、その他当該ポイントの発行・運用に伴い加盟店が負担すべき費用及びその支払方法等については、前各項の定めにかかわらず、まちづくり松山と加盟店との間で別途合意した定めに従うものとします。なお、通常のマチピに関して加盟店と別途合意されたポイント料金の加算等の特約は、マチピ（限定）の付与には適用されないものとします。

第11条（ポイントの効力）

利用者に付与したマチピは、次の各号に定める事由に該当するとき、当然に失効します。

- (1) 利用者がマチピ会員資格を喪失したとき
- (2) マチピの有効期間が経過したとき
- (3) その他まちペイ共通約款等に定める失効事由が生じたとき

2. 前項の場合でも、まちづくり松山は、当該マチピにかかるポイント料金を加盟店に返

還しません。

第12条（精算金）

まちづくり松山は、利用者が加盟店店舗等で商品の購入等をする際に支払方法として利用したポイントを、原則として1ポイント=1.0円として換算し、精算金として加盟店に支払います。ただし、まちづくり松山との間で別の取扱いを合意している場合はその例によります。

2. まちづくり松山及び加盟店は、前項の精算金の支払いについては、まずまちづくり松山が代行店に支払い、代行店から加盟店に対し、代行店と加盟店との間で別途締結される契約に基づいて支払われることを相互に確認し合意します。

3. まちづくり松山は、加盟店に対し、当月1日より15日取引分を当月15日締切日、当月16日より末日取引分を当月末日締切日として利用されたポイント数により計算された精算金を15日が締切日の場合は当月末日に、末日が締切日の場合は翌15日に加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、応当日が金融機関の休業日に当たる場合又はその他まちづくり松山が特別に認めた場合はこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。

4. まちづくり松山は、精算金から、精算金の支払時において加盟店がまちづくり松山に対して負担する弁済期の到来したポイント料金、広告費その他一切の費用を控除してこれを支払うことができることとします。

5. 前各項の規定にかかわらず、マチピ（限定）の充当にかかる精算金の支払いの有無、換算率その他の精算条件については、まちづくり松山と加盟店との間で別途合意した定めに従うものとします。なお、当該合意において精算を行わない旨を定めた場合、まちづくり松山は加盟店に対し精算金の支払いを行いません。また、通常のマチピに関して加盟店と別途合意された精算金の加算等の特約は、マチピ（限定）の充当には適用されないものとします。

第4章 データの利用等

第13条（加盟店によるデータ送信）

加盟店は、本規約の目的のために必要な場合、次の各号に定めるデータをまちづくり松山に送信することとします。

- (1) まちづくり松山所定の利用者へのマチピ付与に関するデータ
- (2) まちづくり松山所定の利用者のマチピ利用に関するデータ
- (3) 最新版の加盟店の店舗マスター

2. 加盟店は、前項各号に定めるデータの正確性等について自らの責任において確認の上でまちづくり松山に送信するものとし、データの正確性等に関する利用者からのクレー

ム及び利用者との紛争等については自らの費用と責任で解決するものとします。

3. 加盟店は、第1項第1号のデータを日次で作成し、まちづくり松山が指定した期日までに代行店を通じて、まちづくり松山に送付することとします。

4. 加盟店は第1項第2号のデータの発生の都度、別途代行店との間との契約に基づいてまちづくり松山に送付することとします。

5. 加盟店は、第1項第3号のデータに更新、変更、修正があった場合、速やかに最新の内容をまちづくり松山に送付することとします。

6. 加盟店は、まちづくり松山及び関連会社が第1項各号に定めるデータを、本章に定める範囲において無償で使用することを許諾することとします。

第14条（顧客情報）

まちづくり松山は、まちづくり松山が保有する利用者のマチカカード及びまちペイアブリのアカウントに付与された番号、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日その他の属性に関する情報（以下「属性情報」といいます。）、前条に基づく加盟店のデータ送信によって知得した加盟店の店舗等における購入履歴（以下、「購入履歴」といい、属性情報と併せて「顧客情報」という。）を利用することができることとします。

2. まちづくり松山は、利用者のプライバシー保護及びポイント発行プログラムの信頼性維持の観点から、本規約に基づき加盟店に開示する顧客情報の種類、範囲等について、まちづくり松山が適当と判断する制限措置を講じることができることとします。

3. 加盟店は、本規約に基づきまちづくり松山から開示を受けた顧客情報につき、利用者のプライバシー及びポイント発行プログラム全体の利益に配慮して保存、管理、利用しなければならないこととします。また、加盟店は、第三者に当該顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはなりません。（以下これらの行為を併せて「漏洩等」といいます。）。

4. まちづくり松山は、以下の各号に定める目的で第1項所定の購入履歴を利用します。

- (1) まちづくり松山及び関連会社が行う、加盟店又は利用者の利益に資する各種プロモーションの分析、企画及び実施
- (2) ポイント発行プログラム拡大のためのマーケティング分析、企画及び実施
- (3) その他まちづくり松山及び加盟店で別途合意する事項

5. まちづくり松山は、前項各号の目的で、複数の加盟店から受領した購入履歴を集計又は分析し、まちづくり松山及び関連企業又は加盟店に対して提供できるものとします。ただし、その場合においてもまちづくり松山は、加盟店から受領した購入履歴のみを集計若しくは分析した情報、又は加盟店が特定できる状態の情報を加盟店の同意なしに提供しないものとし、前項各号の目的で購入履歴を利用するにあたり、各加盟店に対して中立かつ公平な立場を維持するものとします。

6. 加盟店は、マチピ加盟店より退会後、まちづくり松山が書面で特に承諾した場合を除

き、直ちに顧客情報を廃棄しなければならず、顧客情報を利用することはできません。また、加盟店は、マチピ加盟店の退会にあたって、まちづくり松山の管理下にある顧客情報を抽出してはなりません。

7. 加盟店は、顧客情報の漏洩等がポイント発行プログラムの信用を毀損する等、その他ポイント発行プログラム全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存、管理及び廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任並びに従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩等しないよう必要な措置をとらなければなりません。加盟店より顧客情報が他に漏洩等した場合は、加盟店は、自らの故意又は過失によりまちづくり松山において生じた損害を賠償する責を負うものとします。

8. 第6項の規定は、マチピ加盟店退会後も引き続きその効力を有することとします。

第15条（守秘義務）

まちづくり松山及び加盟店は、マチピ加盟店登録期間中及び退会後においても、本規約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩等してはならないこととします。ただし、次の各号に定める事由に該当する場合には、この限りではありません。

- (1) 予め相手方の書面による承諾を得た場合
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士等の法律上守秘義務を負う者又は自社の役員・従業員等に対して、必要な範囲で開示する場合
- (3) 法律又は官公署の命令により、必要な範囲で開示を行う場合

2. まちづくり松山は、前項の規定にかかわらず、ポイント発行プログラム運営に必要な範囲で、まちづくり松山及び守秘義務契約を締結した提携会社との間で、加盟店に関する情報を交換することができることとします。また、まちづくり松山は、加盟店と利用者その他の第三者との間の紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該紛争を解決する目的のために、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができることとします。

第5章 権利義務

第16条（禁止事項）

加盟店は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) ポイント発行プログラムに関連する事項について、消費者の判断に誤解を与えるおそれのある行為
- (4) まちづくり松山又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、名誉、プライバシー権等一切の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

- (5) まちづくり松山のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
- (6) 虚偽のデータを送信する行為
- (7) 他の加盟店の迷惑となる行為
- (8) まちづくり松山が別途禁止行為として定める行為

2. 加盟店は以下の商品等の取引を行ってはならない。ただし、まちづくり松山が承諾した場合は除きます。

- (1) 訪問販売
- (2) 連鎖取引
- (3) 電話勧誘販売
- (4) 業務提供誘引販売
- (5) 公序良俗に反する取引
- (6) 第三者の著作権・肖像権・知的財産権などを侵害する取引
- (7) 法令に反する取引
- (8) その他、まちづくり松山が不適当と判断した取引

第17条（店舗等におけるポイント発行プログラムの取扱い）

加盟店は、本規約に基づくポイント発行プログラムと同様又は類似のポイントサービスを利用者に提供している場合、本規約に基づくポイント発行プログラムの告知方法、ポイント付与又は利用に関する条件を、当該サービスと同等以上に扱わなければなりません。

2. 加盟店は、前項のサービスを利用者に提供している場合、利用者が混同又は誤解をしないよう、十分な表示及び説明を行わなければなりません。

第18条（利用者に対する対応）

加盟店は、利用者から、加盟店の店舗等、商品若しくはサービス等に関し又はポイント発行プログラムの運用に関する問い合わせ、請求又はクレーム等（以下総称して「クレーム等」といいます。）を受けた場合には、速やかにまちづくり松山に報告をした上で、自らの費用と責任において、本規約に基づき適切に対応しなければなりません。ただし、ポイント発行プログラムの運用に関するクレーム等については、当該クレーム等がまちづくり松山の責に帰する事由により生じた場合にはこの限りではありません。

第19条（不正獲得・不正利用による修正処理）

利用者がポイント発行プログラムのサービスに関して不正獲得若しくは不正利用をした場合又はその疑いが生じた場合、加盟店は、直ちに当該不正獲得又は不正利用にかかる情報をまちづくり松山に報告するとともに、まちづくり松山及び加盟店は相互に協力して原因の究明等のための調査を行い解決に向けた施策を実施するものとします。まちづくり松山は、当該施策について、加盟店に指導できるものとし、加盟店はまちづくり松山の

指導に基づき、店舗等に対し指導を行うものとします。

2. 前項の調査及び解決施策実施のために、まちづくり松山及び加盟店が相手方から顧客情報を提供された場合、提供された当事者は、その目的に従って、当該顧客情報を慎重に取り扱わなければなりません。

3. まちづくり松山及び加盟店は、利用者がポイント発行プログラムのサービスに関して不正獲得若しくは不正利用を行い、又はそのおそれがあるとまちづくり松山又は加盟店が判断した場合、当該獲得又は利用にかかるマチピを修正処理します。

4. 第三者が加盟店の店舗等においてマチピを不正利用した場合、まちづくり松山は、加盟店に対して充対象金額の範囲を制限することができるものとし、加盟店はこれに従うものとします。

第20条 削除

第21条 (権利の譲渡)

加盟店は、本規約に基づくポイント発行プログラムに加盟する権利その他一切の権利を第三者に譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分してはなりません。

第22条 (競業)

まちづくり松山及び加盟店は、相手方が類似のポイントサービスを第三者との間で検討及び実行することを妨げません。ただし、まちづくり松山の本規約に基づくポイント発行プログラム又は加盟店若しくは第三者が行う類似のポイントサービスのいずれかを利用者の選択に基づいて利用できる制度を設ける場合には、事前にまちづくり松山の承諾を得なければなりません。

第23条 (促進企画)

まちづくり松山は、ポイント発行プログラムの認知度向上及び利用促進並びに加盟店の事業の発展を目的として、まちづくり松山が用意するウェブサイト及び媒体(まちづくり松山の投稿する外部媒体を含みます。)において、その判断によりポイント発行プログラムの告知を行います。

2. 加盟店は、前項に定める目的のため、加盟店が運営、管理、用意する加盟店の店舗等、ウェブサイト、媒体(加盟店の投稿する外部媒体を含む)、宣伝広告及び販売促進施策において、まちづくり松山の事前の承諾を得た上で、加盟店の費用負担でポイント発行プログラムの告知を行うことができます。なお、まちづくり松山は、加盟店が上記告知を行う上で必要な情報を加盟店に提供し、販売促進用備品を提供する等、合理的な協力を行います。

3. まちづくり松山及び加盟店は、前二項に定める方法以外の方法でポイント発行プログ

ラムの告知を行う場合、当該告知の内容及び費用負担について協議の上決定することとします。

4. 加盟店は、加盟店の店舗等の内外において、加盟店がポイント発行プログラム参加企業であることを明示するため、まちづくり松山作成の専用ポスター、ステッカー、のぼり等のアイテムを設置・表示しなければなりません。

当該アイテムを設置・表示する場所や数量等については、まちづくり松山の指示に従うものとします。まちづくり松山は当該アイテムの設置・表示状況について、加盟店に報告させることができるものとします。

5. まちづくり松山は前項に基づき加盟店店舗等に設置されたまちづくり松山作成の店頭告知物の設置状況及び設置方法について、加盟店に指導できるものとします。

6. 加盟店は、店頭等において来店した全ての利用者がポイント発行プログラムのサービスを受けられるようにマチカカード等の提示を促す案内を行うものとします。また、まちづくり松山は店舗等における当該案内状況について、加盟店に指導することができるものとします。

7. まちづくり松山は、本条に定める促進企画を実施するため、必要な範囲で、加盟店の承諾を得て加盟店の商標、商号、ロゴ、サービス名、商品名等は無償で 사용할 ことが できる ことと します。

8. 加盟店は、本条に定める促進企画を実施するため、必要な範囲で、まちづくり松山の承諾を得て加盟店の商標、商号、ロゴ、サービス名、商品名等を使用することができます。

9. まちづくり松山及び加盟店は、第1項に定める目的に鑑み、ポイント発行プログラムの認知度向上、利用促進を目的とした告知を積極的に行うよう努力するものとし、相互に協力します。

10. まちづくり松山は、本条各項に定める目的のために、加盟店に承諾を得て、加盟店の店舗等の営業時間内に、当該店舗等に立ち入り、店舗等における販売促進施策の実施の状況、店頭告知物の設置の状況及びポイント発行プログラムのサービスにかかる案内の状況等について、調査(店舗等の従業員に対するヒアリング等を含むがこれに限られません。)を行うことができるものとします。ただし、まちづくり松山は、加盟店及び加盟店の店舗等の業務を不当に妨げてはならず、本条各項所定の目的に関連しない調査を行いません。

第24条 (サービスの一時停止・一部停止)

加盟店は、まちづくり松山が提供するポイント発行プログラムのサービスについて次の各号に定める事由により、加盟店に対する事前通知有無に関わらず、一定期間、全部又は一部のサービスが停止される場合があることを承諾し、サービス停止によるポイント料金等の返還、損害の補償等をまちづくり松山に請求しないこととします。

(1) まちペイのサーバソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

- (2) まちペイのコンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- (3) その他まちづくり松山、利用者、他の加盟店等第三者の利益を保護するため、まちづくり松山がやむを得ないと判断した場合における停止

第25条（免責）

まちづくり松山は、天災地変、戦争、テロ、暴動、法令の改廃、公権力の発動、自己の責によらない通信回線、通信機器、インターネット若しくはコンピュータシステム等の障害、又は第三者による不正アクセスその他自己の合理的支配の及ばない事由により、自己の債務の全部若しくは一部が履行できない場合、又は相手方に損害が生じた場合、その責を負わないものとします。

2. まちづくり松山は、加盟店に対する事前の通知の上、ポイント発行プログラムのサービスの変更、停止又は廃止を行うことができることとします。

3. システムに障害が発生した等の理由により、加盟店の店舗運営に支障が生じるとまちづくり松山が判断した場合には、まちづくり松山及び加盟店は、混乱防止のため、共同で必要となる措置を講じるものとします。

第6章 契約の終了

第26条（有効期間）

マチピ加盟店登録の有効期間は、運用開始日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヶ月前までにまちづくり松山又は加盟店の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り、1年間延長され、以後も同様とします。

2. 第10条、第14条、第15条、第18条から第21条、第25条、第30条及び第32条の規定は、マチピ加盟店退会後も3年間引き続き有効に存続するものとします。

第27条（解約）

まちづくり松山は、事由のいかんを問わず、3ヶ月前までに書面で相手方に通知することによりマチピ加盟店契約を解約することができることとします。

2. 前項によりマチピ加盟店契約が終了した場合でも、まちづくり松山は、加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

3. 加盟店は、事由のいかんを問わず、書面で相手方に通知することによりマチピ加盟店契約を解約することができることとします。当該解約の効力は、加盟店が当該通知を発した日の属する月の翌々月末日において生じます。

4. 加盟店は、ポイント発行プログラムを終了する場合又は契約期間が満了した場合、加盟店とまちづくり松山が合意した日までに、利用者に対し、別途まちづくり松山が定める告知方法により、マチピ加盟店契約の解約に伴うポイント発行プログラムの終了を告知することとします。

第28条（解除）

まちづくり松山は、加盟店が次の各号に定める事由に該当した場合には、何らの催告なしにマチピ加盟店契約を解除することができるものとし、かつ、その場合まちづくり松山に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

- (1) 本規約等に違反したとき
- (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき
- (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算の申し立てがされたとき
- (5) 前三号の他、加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6) 解散又は営業停止状態となったとき
- (7) まちづくり松山による連絡が取れなくなったとき
- (8) 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局等による命令等を受けたとき
- (9) 取扱商品又はサービスに関して、利用者に対して著しい不利益をもたらした又はそのおそれがあるとまちづくり松山が判断したとき
- (10) 利用者によるマチピの不正獲得・不正利用が頻発しているにもかかわらず、加盟店がこれに対して適切な対応をしないとき
- (11) 主要な株主・取締役の変更、相手方が消滅会社となる合併・会社分割・事業譲渡等の組織再編、その他相手方の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき
- (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると判断した場合
- (13) その他まちづくり松山が加盟店とのマチピ加盟店契約の継続が困難であると判断する重大な事由がある場合と判断した場合

2. 加盟店に第1項に掲げる事由の一つが発生した場合、加盟店のまちづくり松山に対する債務は当然に期限の利益を失い、全ての債務を直ちに相手方に弁済しなければならないこととします。

3. 第1項によりマチピ加盟店契約が終了した場合でも、まちづくり松山は、加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

4. 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反し又はポイント発行プログラムにふさわしくないとまちづくり松山が判断したときは、1ヶ月の予告期間をもって催告をすることにより解除することができる。

第29条（反社会的勢力との関係による解除等）

まちづくり松山及び加盟店は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これ

に準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号に定める事由に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. まちづくり松山及び加盟店は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に定める行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. まちづくり松山及び加盟店は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、マチピ加盟店契約を将来に向けて解約することができることとします。かかる解約が行われた場合、相手方に対する債務は当然に期限の利益を失い、全ての債務を直ちに相手方に弁済しなければなりません。なお、まちづくり松山及び加盟店は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何等説明し、又は開示する義務を負わないものとし、契約の解約に起因し、又は関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではないことを確約します。

第30条（契約終了時の措置）

まちづくり松山及び加盟店は、第26条の期間満了の規定に従い、マチピ加盟店契約が終了する場合、ポイント発行プログラムをマチピ加盟店契約終了日までに終了させるための措置として、マチピ加盟店契約終了日の3ヶ月前までに、利用者に対し、別途まちづくり松山が定める告知方法により、マチピ加盟店契約の終了に伴うポイント発行プログラムの終了を告知し、マチピ加盟店契約の終了後3ヶ月が経過する日まで当該告知を継続することとします。

2. 第28条又は第29条のまちづくり松山による解除の規定に従い、マチピ加盟店契約

が終了する場合には、加盟店は、ポイント発行プログラムを終了させるための措置として、その責任と費用において、利用者に対し、別途まちづくり松山が定める告知方法によりマチピ加盟店契約終了に伴うポイント発行プログラムの終了の告知を可及的速やかに実施し、マチピ加盟店契約終了後3ヶ月が経過する日まで当該告知を継続することとします。なお、当該告知にかかる費用については、まちづくり松山の都合による解約を除き、加盟店の負担となります。

3. マチピ加盟店契約が終了した場合には、本規約に基づく解除により加盟店のまちづくり松山に対する債務が期限の利益を失うときを除き、本規約に基づき既に発生している加盟店とまちづくり松山との間の債権及び債務については、本規約に従って精算されるものとします。

4. 加盟店は、理由のいかんを問わずマチピ加盟店契約が終了し、ポイント発行プログラムの加盟が終了する場合、加盟が終了した日以降は、マチピの付与及び充当を行ってはありません。

5. 加盟店は、理由のいかんを問わずマチピ加盟店契約が終了し、ポイント発行プログラムの加盟が終了する場合、まちづくり松山が書面で特に承諾した場合を除き、マチピ加盟店契約終了後直ちに、まちづくり松山から交付されたデータ、資料、書面その他一切の情報を廃棄することとします。

6. まちづくり松山及び加盟店は、マチピ加盟店の退会後も、利用者からのクレーム等の問題が生じないようにまちづくり松山加盟店相互に協力して最善の措置を講じることとします。

第31条（本規約等の改定）

まちづくり松山は、一定の予告期間においてホームページ等にて告知することによりいつでも本規約等を改定することができることとします。本規約等の改定は、当該予告期間の満了をもって当該約款は変更されるものとします。

第32条（準拠法・裁判管轄）

本規約は日本法に基づき解釈され、まちづくり松山と加盟店との間で訴訟の必要を生じた場合は、松山地方裁判所又は松山簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに合意します。

2018年12月 8日 制定

2021年 5月19日 改定

2025年12月16日 改定

2026年 4月20日 改定

2026年 7月27日 改定